

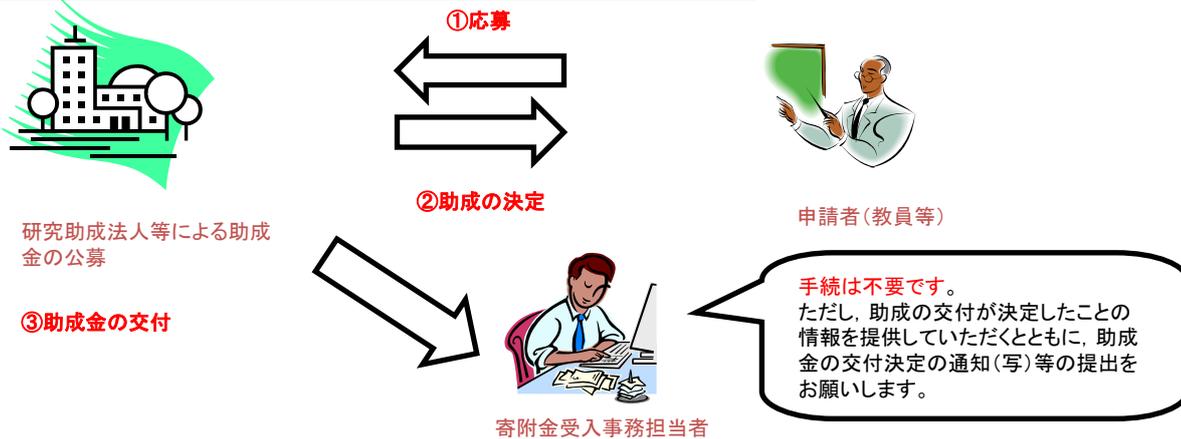
「教員等個人宛て寄附金の経理」の取扱いについて

～教職員のみなさまへ～

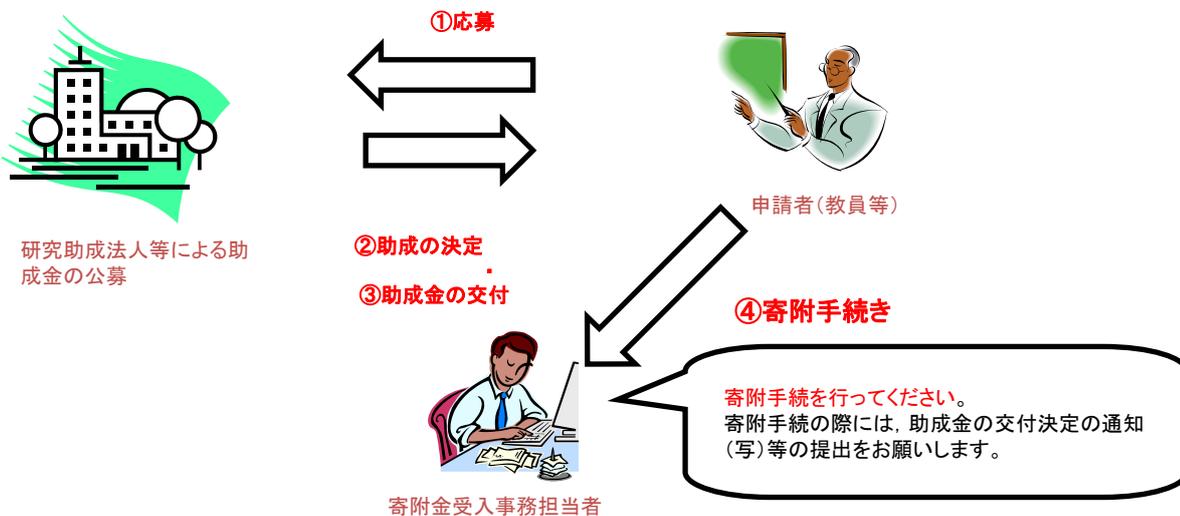
本学では、役職員個人が研究助成法人等から助成金等の供与を受けた場合であって、これが当該役職員の本学における職務上の教育研究に対する供与であるときは、その助成金等を速やかに奨学寄附金として本学に寄附しなければならないこととされております。(国立大学法人鹿児島大学奨学寄附金受入規則第7条)

この手続きによらず個人経理を行った場合、不適正な経理とされますので御留意ください。

(i) 研究助成団体から本学あてに交付(振込)される場合



(ii) 研究助成団体から役職員あてに交付(振込)される場合



○個人経理を行った場合には、大学に対する影響があります。

- ・会計検査院による指摘(不当事項等)
- ・会計検査院による指摘を受けると国立大学法人評価が下げられます。

○個人経理すると個人に対する税務面について、所得税(及び住民税)の課税対象となり、確定申告を行う必要があります(非課税対象を除く)。

一方で、寄附者である公益財団法人等や寄附を受けた教員等が、国立大学法人等へ寄附することで、寄附金控除の対象となります。

○毎年定期的(年度末基準日)に研究助成団体等から受け入れた助成金の調査を行います。

※ 寄附金の手続に関して不明な点は各部局等の会計担当係へお問い合わせください。